

バリアフリーマスタープランの策定について

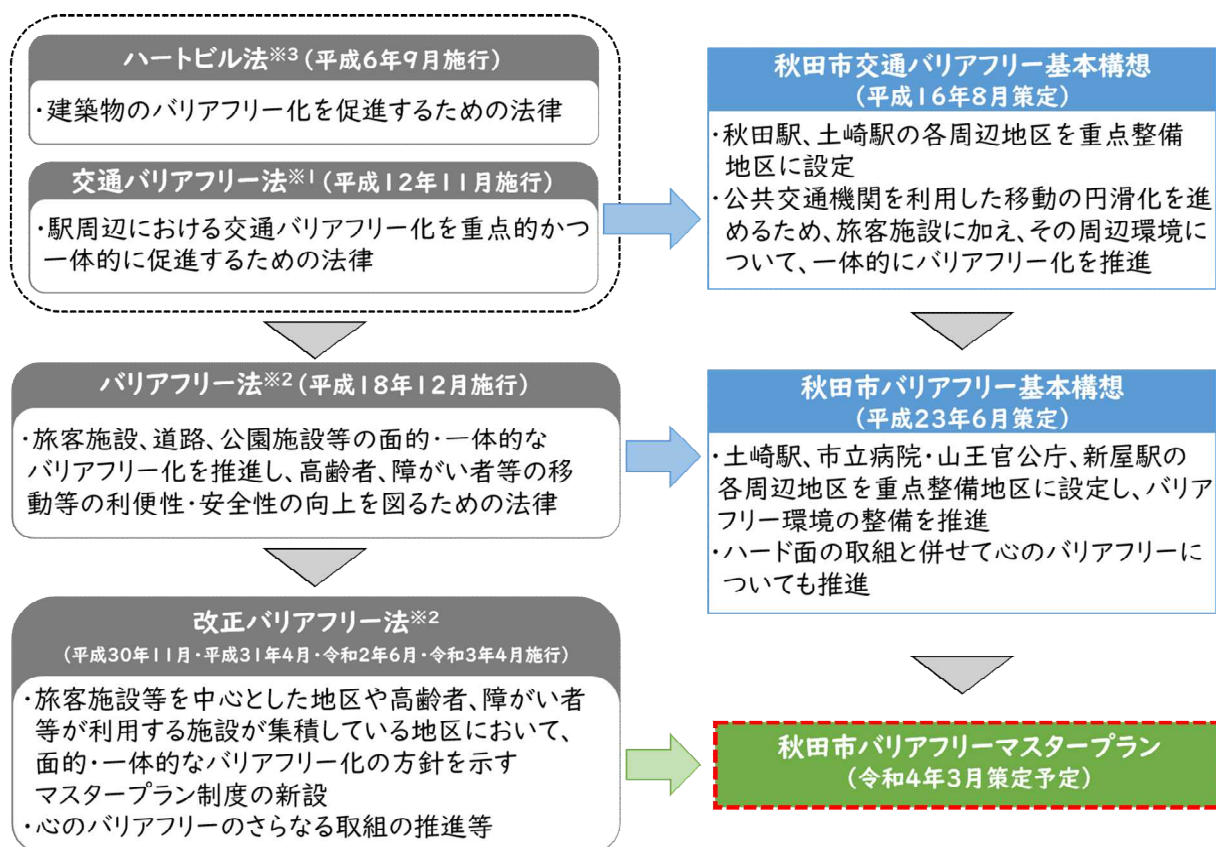
1. バリアフリーマスタープラン策定の背景・目的

本市では、平成16年8月に交通バリアフリー法^{※1}に基づき、「秋田市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。交通バリアフリー基本構想では、「秋田駅周辺地区」および「土崎駅周辺地区」を重点整備地区に設定し、駅から周辺に立地する公共施設等に至るまでのバリアフリー化を進めてきました。

その後、平成18年12月に施行されたバリアフリー法^{※2}に基づき、平成23年6月に「秋田市バリアフリー基本構想」を策定し、「土崎駅周辺地区」、「新屋駅周辺地区」、「市立病院・山王官公庁周辺地区」を中心に、バリアフリー化事業を推進するとともに、様々な心身の特性や考え方を持つ人々が助け合うことができるよう「心のバリアフリー」についても取り組んできました。

その基本構想が令和3年3月末に構想期間満了を迎えましたが、人口減少・高齢化が今後も継続する見込みである本市においては、引き続き高齢者や障がい者等の自立支援のための環境整備が必要となっています。

そのため、これまで各重点整備地区を中心にバリアフリー環境の整備を進めてまいりましたが、平成30年のバリアフリー法改正によるマスタープラン制度の創設を踏まえ、今一度、全市的な視点に立ち返り、バリアフリーの促進に関する基本的な方針を示すことで、市民の皆様や、関係機関等と広くバリアフリーの考え方を共有し、高齢者や障がい者等の自立支援のための環境整備を促進することを目的として、「秋田市バリアフリーマスタープラン」を策定します。



※1 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年法律第68号)

※2 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)

※3 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年法律第44号)

2. バリアフリーマスタープランおよび基本構想の制度概要

本市では、これまで基本構想制度を活用し、重点整備地区に設定したエリアを中心にバリアフリー環境の整備を進めてきていますが、平成30年のバリアフリー法改正を踏まえ、改めて全市的な視点から、バリアフリー化の方針を示す、「秋田市バリアフリーマスタープラン」を策定します。

マスタープランおよび基本構想の制度概要は以下に示すとおりです。

表 1 マスタープランおよび基本構想の制度概要

	マスタープラン (移動等円滑化促進方針)	基本構想 (移動等円滑化基本構想)
根拠法令	バリアフリー法第24条の2	バリアフリー法第25条
計画の趣旨	具体的な事業を位置付けるものではなく、市全域にわたるバリアフリー化に関する方針を示した上で、移動等円滑化促進地区 ^{※4} に設定したエリアにおいて、 <u>面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すための計画</u> です。	重点整備地区 ^{※5} に設定したエリアにおいて、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための計画で、 <u>具体的な事業を位置付けたものです</u> 。
期待される効果	市としてのバリアフリー化の方針を示すことで、関係者間の機運の醸成等に繋がってきます。	バリアフリー化の具体の事業を位置付けることにより、より一層の整備推進が可能になります。
計画に定める事項	<ul style="list-style-type: none"> ①市全域のバリアフリー化の方針 ②移動等円滑化促進地区の設定および同地区内のバリアフリー化の方針 ③生活関連施設^{※6}および生活関連経路^{※7}の設定ならびにこれらのバリアフリー化の方針 ④心のバリアフリー等のソフト対策に関する取組 ⑤その他バリアフリー化に必要な事項(行為の届出等) ⑥マスタープランの評価に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ①重点整備地区の設定および同地区内のバリアフリー化の方針 ②生活関連施設^{※6}および生活関連経路^{※7}の設定ならびにこれらのバリアフリー化の方針 ③実施すべき特定事業 その他事業に関する事項 ④その他バリアフリー化に必要な事項(ソフト施策等) ⑤基本構想の評価に関する事項

※4 移動等円滑化促進地区：旅客施設を中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集積している地区のうち、生活関連施設および生活関連経路を構成する一般交通用施設について、移動等円滑化を促進することが特に必要な地区として、バリアフリーマスタープランの中で指定された地区

※5 重点整備地区：旅客施設を中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集積している地区のうち、生活関連施設および生活関連経路を構成する一般交通用施設について、移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要な地区として、基本構想の中で指定された地区

※6 生活関連施設：鉄道駅などの旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など、相当数の高齢者・障がい者等が利用する施設

※7 生活関連経路：生活関連施設相互間の経路



図 1 移動等円滑化促進地区および重点整備地区のイメージ図

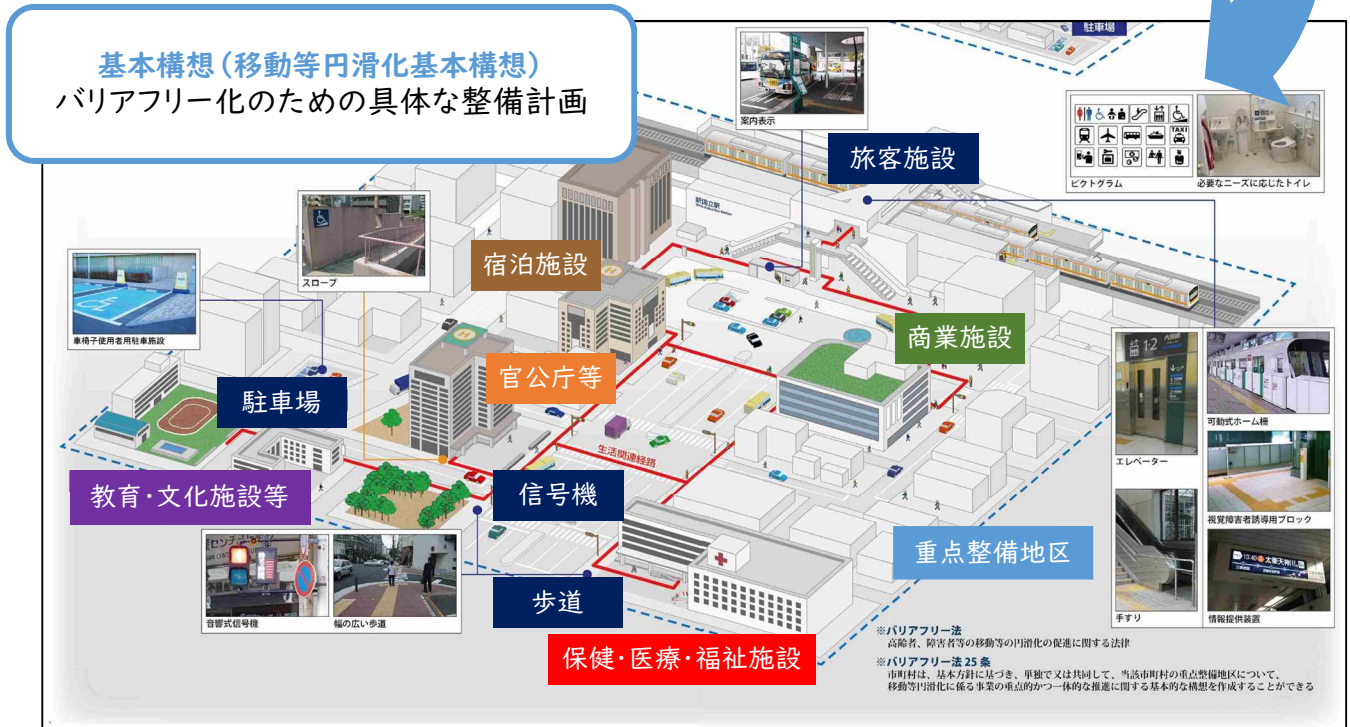
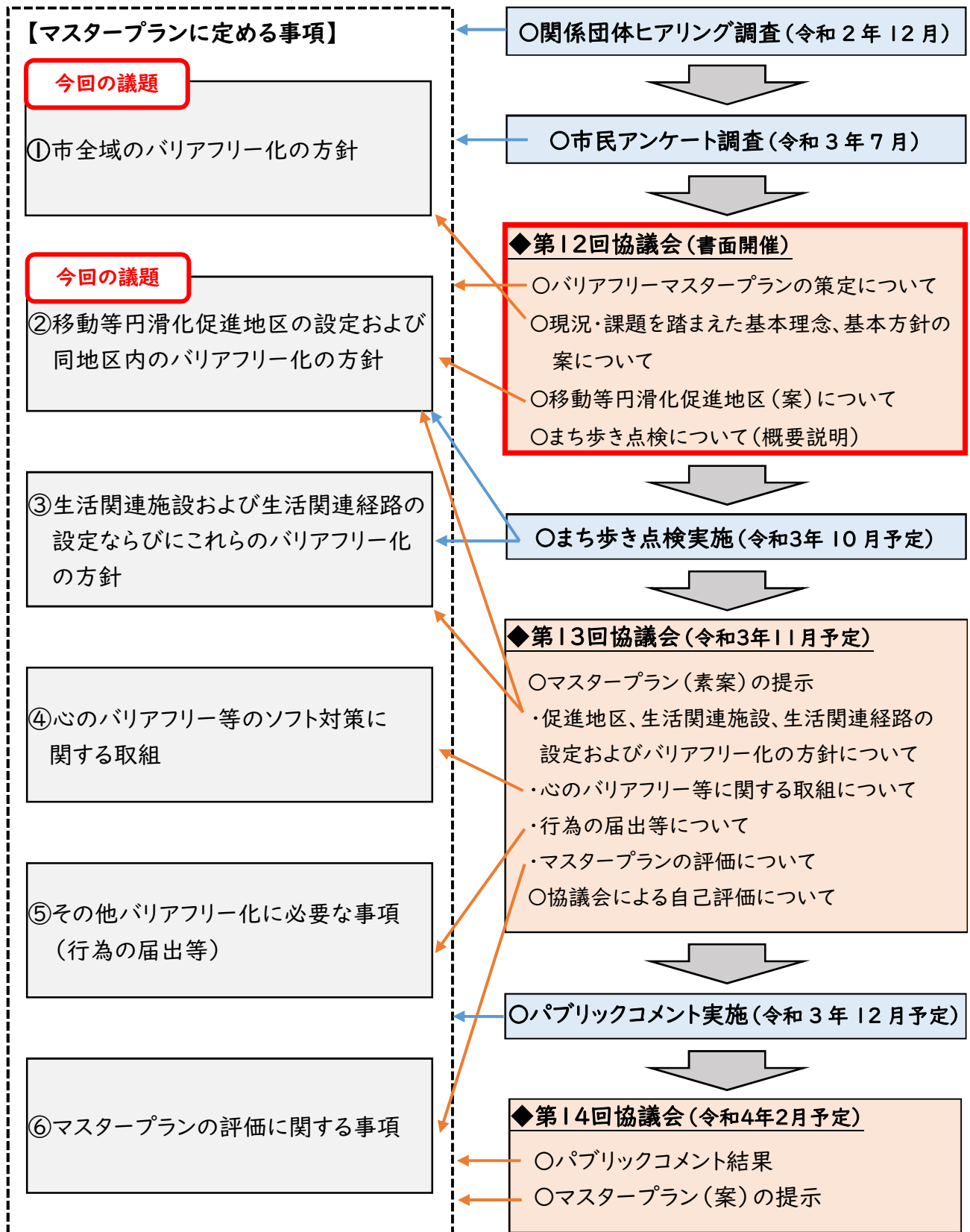


図 2 重点整備地区内のイメージ図

3. 計画策定のスケジュール

本計画の策定スケジュールを以下に示します。



秋田市バリアフリーマスタープラン策定

4. 計画期間

秋田市バリアフリーマスタープランは、10年後の令和14年(2032年)を目標年次としつつ、バリアフリー法第24条の3の規定に基づき、おおむね5年ごとに、評価を行うよう努めるとともに、必要に応じて見直しを行います。

5. 計画の位置づけ

本マスタープランの策定にあたっては、「バリアフリー法」や「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」に基づくとともに、上位計画である「第14次秋田市総合計画“県都『あきた』創生プラン”」や、「第7次秋田市総合都市計画」等との整合を図るものとします。また、マスタープラン策定後は、設定した移動等円滑化促進地区やその方針に基づき、必要に応じて基本構想への移行について検討します。

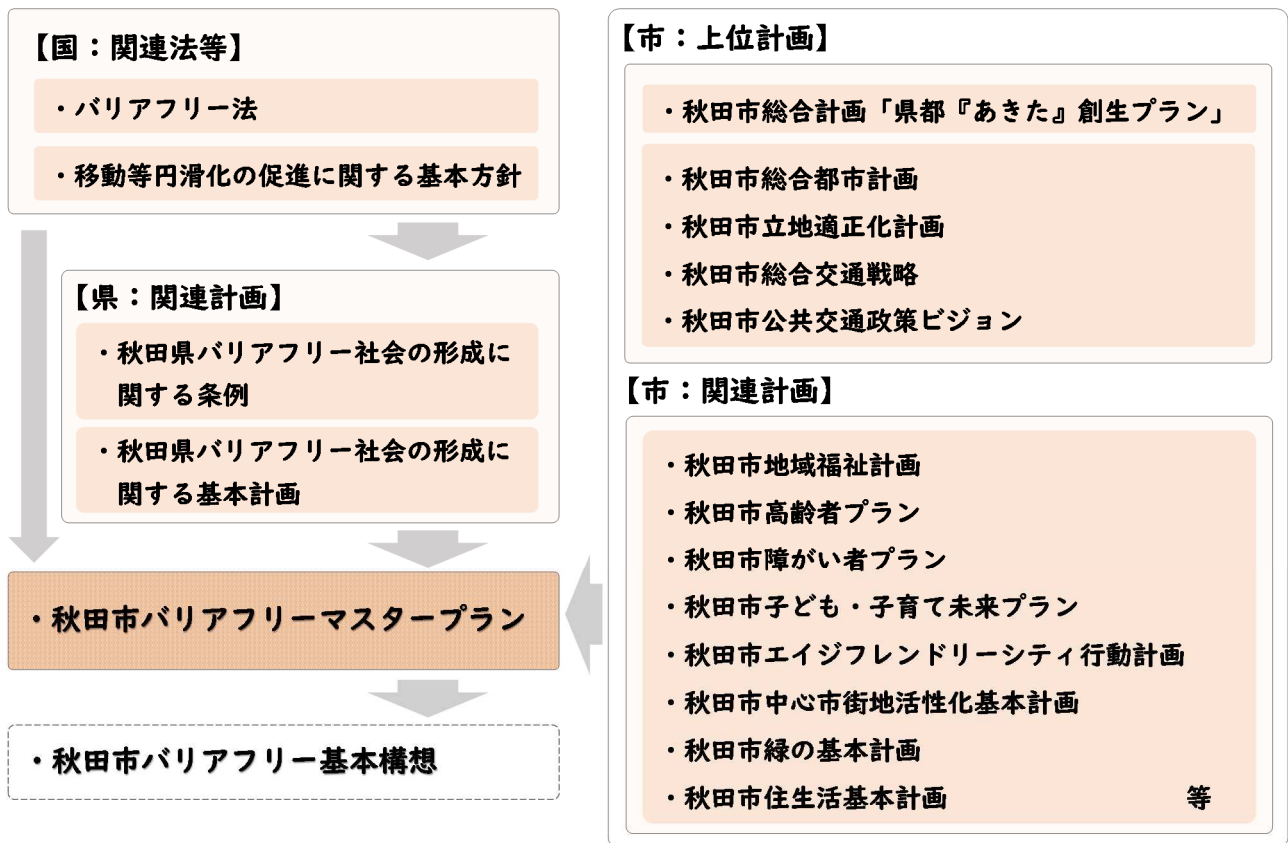


図 3 バリアフリーマスタープランの位置づけ

6. 上位・関連計画の整理

本計画の上位・関連計画の概要を以下に示します。

◆国や県の関連法等

・移動等円滑化の促進に関する基本方針

(令和二年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第一号)

⇒バリアフリー法に基づく、高齢者や障がい者等の移動や施設利用の利便性・安全性の促進に関する基本方針について、施設設置管理者その他の関係者が互いに連携協力しつつ、移動等円滑化を総合的・計画的に推進するために定められたもの。

⇒令和2年のバリアフリー法の改正等を踏まえて、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進していくため、「心のバリアフリー」の推進の観点で見直しが行われている。

・バリアフリー社会の形成に関する基本計画（第4次基本計画）（令和3年3月：秋田県）

⇒「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例第8条」に基づく基本計画であり、「誰もが安全で快適に生活できるバリアフリー社会」の実現を目指し、バリアフリー社会形成のための目標、施策の方向性、施策を総合的かつ計画的に推進するための重要事項を定めている。

◆市の上位計画

・県都『あきた』創生プラン【第14次秋田市総合計画】基本構想（令和3年3月策定）

⇒市政推進の基本方針であり、家族の絆・地域の絆・人と人との絆のもと、すべての市民が主人公として尊重され、充実した生涯を送ることができる「家族と地域が支えあう元気なまち」を目指す。

⇒エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現など、地域福祉や障がい者福祉、高齢者福祉において地域共生社会の実現を目指し、「いきいきと暮らせる健康長寿社会づくり」のための戦略として、誰もが円滑に移動できる交通体系の実現を目指し、バリアフリー化の推進を図る。

・第7次秋田市総合都市計画（令和3年6月策定）

⇒秋田市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、地域別の課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かく、総合的に定めている。

⇒「人生100年時代」を見据え、元気な高齢者が生きがいや豊かさを実感しながら生活ができる環境を創出するため、道路や都市公園など都市施設等のバリアフリー化の推進や、利用者の多い鉄道駅を中心とする地区等において、面的・一体的なバリアフリー化により、高齢者や障がい者等の公共交通を利用した移動の安全性や利便性の向上などの推進を位置づけている。

・秋田市立地適正化計画（平成30年3月策定）

⇒多核集約型の都市構造の実現に向け、市街地への居住や都市機能の集積により、市民生活の利便性の維持・向上、地域経済の活性化、行政コストの削減等を目指す。

⇒具体には、居住誘導区域と都市機能誘導区域を設定し、居住や都市機能の維持・増進を図る。

⇒計画の目標の一つに「高齢者が健康で、活動・活躍できる「場」の創造による、生きがいのある暮らしの実現」を掲げており、都市機能や居住機能の維持・増進に資する施策として、人にやさしい歩道づくり（バリアフリー化）事業や都市公園バリアフリー化事業などを位置づけている。

・第3次秋田市総合交通戦略（令和3年3月策定）

⇒秋田市総合交通戦略は、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークを構築し、地域における移動手段の確保を図りながら、多核集約型コンパクトシティの実現を目指す。

⇒バリアフリーの関連事項として、「歩道や鉄道駅のバリアフリー化などの推進」を位置づけている。

◆ **第3次秋田市公共交通政策ビジョン（令和3年3月策定）**

- ⇒「第3次秋田市総合交通戦略」のうち、公共交通に関する部分を対象として策定したもの。
- ⇒バリアフリーの関連事項として、既存鉄道駅等におけるエレベーターの設置などの基準に基づく鉄道駅のバリアフリー化や、低床バスの導入など車いすやベビーカー、妊娠中の方や高齢者、障がいのある方にとっての乗降のしやすさなどバス利用環境の改善等を位置づけている。

◆ **市の関連計画**

◆ **第4次秋田市地域福祉計画（平成31年3月策定）**

- ⇒秋田市地域福祉計画は、すべての住民が身近な地域で自立した生活を営めるようにする「地域福祉の推進」を図ることを目的に策定されたもので、福祉保健部門の基本計画。

◆ **第10次秋田市高齢者プラン（令和3年3月策定）**

- ⇒秋田市高齢者プランは、高齢者の健康づくりやいきがいづくり、福祉サービスの充実などを計画的・総合的に推進しており、いきいきと暮らせる健康長寿社会づくりの実現を目指すもの。

◆ **第5次秋田市障がい者プラン（平成30年3月策定）**

- ⇒秋田市障がい者プランは、障がいのある方の社会参加の実現、保健・医療・福祉サービス基盤の整備、教育との連携および地域生活の充実を推進することを目指すもの。

◆ **第3次秋田市子ども・子育て未来プラン（令和2年3月策定）**

- ⇒秋田市子ども・子育て未来プランは、未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現に向けて、子ども・子育て支援策の更なる充実に向けた取り組みを推進するもの。
- ⇒妊産婦や乳幼児等の安心な外出に向けた歩行空間や公共施設等のバリアフリー化の促進を図る。

◆ **第2次秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画（平成29年3月策定）**

- ⇒世界保健機関（WHO）が提唱する「エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現」に向けて、健康長寿を伸ばし、高齢者が支えられるだけではなく、社会の支え手としての役割を担い、活躍できる社会の実現に向け、心豊かで活力ある健康長寿社会の実現を目指すもの。

◆ **秋田市中心市街地活性化基本計画（平成29年4月策定）**

- ⇒「千秋公園（久保田城跡）と連携した城下町ルネッサンス（中心市街地再生）」を基本コンセプトとし、市内外からの交流人口を誘引する新たなまちの魅力・価値の創出に向けて、「新たな市民文化を育む多世代が交流するにぎわい拠点の形成」を目指すもの。
- ⇒業務、商業、交通などにおける拠点的な役割を担う地域として千秋公園の南側に広がる、JR秋田駅から大町に至る市街地が中心市街地として設定されており、基本戦略のひとつとして、多世代交流のまちづくりの推進（＝元気な高齢者の移住促進）を図ることとしている。

◆ **秋田市緑の基本計画（平成31年3月策定）**

- ⇒秋田市緑の基本計画は、都市における緑地の保全や緑化の推進を計画的に実施するため、都市緑地法に基づき、目指すべき緑の将来像や目標、施策等を定める、緑に関する総合的な計画。
- ⇒基本方針の一つである「多様なニーズに対応した都市公園の活用」に向けて、公園施設のバリアフリー化を進めるほか、目標指標に「都市公園のバリアフリー化率」を位置づけ、更なる推進を図る。

◆ **第2期秋田市住生活基本計画（令和3年3月策定）**

- ⇒秋田市住生活基本計画は、市民の住生活の安定確保および向上の促進に関する施策の推進を目的とし、持続可能な都市の実現と居住環境の向上を図るもの。
- ⇒基本方針に「高齢者・障がい者が安心して暮らせる住まいづくり」を位置づけ、関連する取組の推進を図る。